

固定資産台帳の整備目的・記載項目に係る検討

○「中間とりまとめ」における記述

- ・地方公会計においては、資産・債務改革のみならず、公共施設の維持管理・更新等の把握の観点からも固定資産台帳の整備は必要不可欠である。
- ・現状では、地方公共団体間で固定資産台帳の内容や精度にばらつきがあるが、いつまでにどの程度の固定資産台帳を整備すべきかについては、地方公共団体の規模による違い等も踏まえて、引き続き実務的な検討を進めていく必要がある。
- ・既存の法定台帳等には固定資産台帳を整備するのに必要な情報が必ずしも網羅されているとは言えない状況である。

○課題・論点

- ・新地方公会計モデルではどのような整備目的・記載項目としているか。
- ・民間企業、地方公共団体及び地方公営企業ではどのような現状となっているか。
- ・整備目的を定めれば、自ずと記載項目も定まるのではないか。

○論点整理の考え方

<現状>

- ・新地方公会計モデルにおける固定資産台帳の整備目的・記載項目
- ・新地方公会計制度実務研究会報告書

68. 現行の公有財産台帳等は、主として財産の運用管理を目的とし、現行制度上、複式簿記・発生主義会計を前提としていないため、現在価額が明確でないうえ、すべての資産を網羅することとなっていない。固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政を把握するためには、正確な固定資産台帳整備が不可欠である。特に、基準モデルの導入にあたっては、固定資産台帳の整備が大前提となる。

130. 公正価値や減価償却累計額等を記載した網羅的な固定資産台帳の整備は、地方公共団体の財政状態の正確な把握のため、必要不可欠であると同時に、基準モデルに基づく財務書類作成の大前提である。現行制度における財産台帳等は、その目的や構造等においてかかる固定資産台帳とは大きく異なることから、既存の財産台帳等から可能な限りデータを取得したうえ、原則として新たな財務会計目的の固定資産台帳として整備することが適当と考えられる。両台帳においては、資産番号等を共用してリンクすることにより、相互の整合性を保持することが重要である。

131.財務会計目的の固定資産台帳には、既存の財産台帳等において把握されていない資産についても記載することとなる。

- ・新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引別紙のとおり。

- ・民間企業においては、地方税法により固定資産税の納付義務が課せられ、また、会社法により株式会社は株主へ剰余金の配当を行うことができるとされており、これらの納税額や剰余金の算定に当たり、適正な帳簿価額の算出や期間損益計算など正確な会計帳簿を作成しなければならず、固定資産台帳の整備が必須であるところ。

地方公共団体とは根本の存立の意義が異なり、また、適用される法律も異なるため、企業会計における固定資産台帳の整備目的を公会計における固定資産台帳の整備目的と同じとすることはできないが、企業においても施設管理のために固定資産台帳を二次使用している場合も考えられ、このような使用については参考となると考えられる。

- ・地方公共団体においては、固定資産台帳の整備について、公会計の整備のため独自に取組をしてきた団体とこれまでの総務省からの要請等に基づき取組をしてきた団体と様々あるところであるが、今般行ったアンケート結果によれば、整備済団体・整備中団体等を対象とした「固定資産台帳を整備しようとした経緯・理由」について、「総務省からの要請」が6割以上を占め、「資産・債務改革（売却可能資産の把握等）」及び「資産更新問題（公共施設の老朽度の把握等）」がそれぞれ約3割となっているところ。

「総務省からの要請」とは、前記の新地方公会計モデルを踏まえたものであるため、整備目的とすれば財務書類の補助簿として、また、公有財産の管理であると言える。

「資産・債務改革（売却可能資産の把握等）」及び「資産更新問題（公共施設の老朽度の把握等）」については、資産管理及び公共施設マネジメントの視点での整備目的と言える。

整備済団体のみを対象としたアンケート項目である「固定資産台帳の活用状況」を見ると、「公共施設に係る老朽化対策等の資産管理への活用」が最も多く約4割であり、次いで、「財政運営上の目標設定・方向性の検討」が2割を超えていたところである。

- ・地方公営企業においては、民間企業と同様に法令の規定により発生主義会計を行うこととされており、財務書類の補助簿として固定資産台帳の整備が必須であるところ。

その様式については、総務省通知（地方公営企業の会計規程（例））により各団体に示しているところであるが、各団体の実情に応じて記載項目を追加し、管理しているところ。

- ・それぞれの現状としては、以上のとおりとなっており、すなわち、現行の公有財産台帳等は、主として財産の運用管理を目的としたものであるが、すべての資産を網羅することとなっておらず、財務書類作成のためには公正価値や減価償却累計額等を記載した固定資産台帳を整備する必要があること。

固定資産台帳とは、財務書類に計上される公有資産の種類・資産名・用途・構造等を記載した台帳で、財務書類作成の基礎となる補助簿の役割をはたすとともに、公有財産の管理及び有効活用に役立つ台帳をいうものであること。

民間企業や地方公営企業においては、法令の規定等により正確な会計帳簿を作成する必要があり、固定資産台帳はその財務書類の補助簿として整備していること。

地方公共団体においては、財務書類の補助簿として、または、資産管理のために備えている団体が大宗を占め、更に、公共施設マネジメントの視点やその他業務の活用に使っていること。

<論点整理の方向性>

○固定資産台帳の整備目的について

- ・現状を踏まえ、整備目的の方向性としては次の①～③が考えられる。
 - ①財務書類の補助簿
 - ②資産管理
 - ③資産管理から進んだ更なる活用
- ・このうち①及び②については、基本的な情報は重なるものと考えられる一方、③資産管理から進んだ更なる活用については、下記の課題が挙げられる。
 - ・整備目的に更なる活用を含めることにより、整備・管理のハードルが高くなり、整備自体が進まないおそれがある。
 - ・公共施設マネジメントに活用する場合には、工事履歴、施工者情報、部材データ、劣化状況、運営形態、業務形態、契約情報、勤務シフトなどの情報も必要であり、固定資産台帳で多くの情報を管理するとなると、全てメンテナンスしていかなければならず、事務負担が大きい。
- ・こうした点を踏まえると、固定資産台帳の整備目的としては、主目的として①財務書類の補助簿とすることが適当である。また、固定資産の基本的な情報については、②資産管理にも有効と考えられるため、できる限り資産管理目的としても活用できるものとすることを推進すべきである。
- ・なお、公共施設マネジメント等への活用については、アンケート結果からも、地方

公共団体において問題意識が高いことが窺えるため、全ての団体において固定資産台帳にそのための情報を備え管理することまでを求めるものではないが、各地方公共団体の判断により、それぞれの状況に応じて固定資産台帳に記載する項目を追加することにより、活用の幅を広げられるものであると考えられる。

○固定資産台帳の記載項目について

- ・固定資産台帳は、財務書類作成のための補助簿として整備するものと位置づけ、記載項目は必要最小限のものとするが、数量、面積情報、建物の構造、減価償却累計額の項目は、施設等の基本的な情報として会計上の固定資産台帳に含めるべきとの意見も踏まえ、これらの項目を加えて整理する。（別紙「固定資産台帳の記載項目（案）」参照。この記載項目は、固定資産台帳システムのデータベースとして保有する項目を示しており、必ずしも帳票としてこの記載項目を表示することを示しているものではない。）
- ・また、既存の公有財産台帳や道路台帳などの法定台帳では現況の管理を行うことが主な目的であるため、価額情報がないなど固定資産台帳とは記載項目が一致するものではないが、既存の台帳から可能な限りデータを取得したうえで、固定資産台帳として整備することが適当と考えられ、両台帳においては、相互の整合性を保持することが重要であるため、また、効率的な管理を図るためにも、資産番号等を共有して連携（リンク）することが望ましいため、その連携項目をも追加したものを台帳整備の基本とすることとする。

○固定資産台帳の個別の記載項目について

- ・取得財源内訳

⇒ 「地方公共団体における財務書類の作成基準に関する作業部会」（以下「基準部会」という。）における今後の検討を踏まえて整理。（別紙の「固定資産台帳の記載項目（案）」では（P）として掲載している。）

- ・売却可能額（時価等）

⇒ 基準部会における「各種資産の評価基準の取扱い」に係るものであるため、その検討結果を踏まえて整理。（別紙の「固定資産台帳の記載項目（案）」では（P）として掲載している。売却可能資産でない場合は、任意に時価額を記録することとなる。）

- ・減価償却の開始日

⇒ 基準部会における「減価償却の計算方法」の整理として、「原則として取得年度の翌年度からの開始とするが、使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨

げない」こととされているため、固定資産台帳の記載項目に「減価償却の開始日」を追加すべきとの意見があるが、一の団体で一の減価償却の計算方法を選択する（注記にその方法を記載する）ものであり、資産ごとに計算方法を変えるものではないため、固定資産台帳の記載項目としては追加しないこととする（なお、システム上、他の記載項目（「供用開始年月日」）から加工して取得が可能。）。

○台帳整備の方向性

- ・現行の公有財産台帳等は、主として財産の運用管理を目的とし、現行制度上、複式簿記・発生主義会計を前提としていないため、現在価額が明確でないうえ、すべての資産を網羅することとなっていない。固定資産は、地方公共団体の財産の極めて大きな割合を占めるため、地方公共団体の財政を把握するためには、正確な固定資産台帳整備が不可欠であり、今後、全ての地方公共団体に適用する新たな基準に基づく財務書類の整備にあたっては、公正価値や減価償却累計額等を記載した網羅的な固定資産台帳の整備が大前提である。
- ・固定資産台帳は、各地方公共団体の財政状態を表す財務書類の作成の基礎資料であることから、そのための必要な情報を備えた補助簿として整備する。
- ・このため、一資産単位ごとに、勘定科目、名称、取得年月日、取得価額（または無償取得等の場合の取得価額相当額）、耐用年数、減価償却累計額、帳簿価額、数量（延べ床面積）等の情報を備えることとする。なお、これらの情報は資産管理の目的にも必要なものと考えられる。
- ・固定資産台帳の記載項目は、《別紙 固定資産台帳の記載項目》とする。
- ・現行制度における各種の財産台帳等は、その目的や構造等においてかかる固定資産台帳とは異なる点も多いが、将来的には一体的な管理が行えることが望ましいため、既存の財産台帳等から可能な限りデータを取得したうえ、将来的な一元化を見据えた財務会計目的の固定資産台帳として整備することが適当と考えられる。
- ・特に、主として財産の運用管理を目的とする公有財産台帳等と固定資産台帳は、内容の重複する部分も多く、相互の整合性を保持し、効率的な管理を図るためにも、資産番号等を共用してリンクすることが望ましい。
- ・なお、固定資産台帳を公共施設マネジメント等に活用することについては、各地方公共団体の判断により、それぞれの状況に応じて固定資産台帳に記載する項目を追加することなどにより、活用の幅を広げられるものと考えられる。

○留意点

- ・他の検討項目を整理した上で、また、基準部会における検討を踏まえ、最終的に整理する。

固定資産台帳の記載項目(案)

新地方公会計モデル		
1	番号	
2	枝番	
3		
4	所属(部局等)	
5	勘定科目(種目・種別)	
6	件名(施設名)	
7	リース区分	
8	耐用年数分類(構造)	
9	耐用年数	
10	取得年月日	
11	供用開始年月日	
12	取得価額・取得価額相当額	
13	増減異動日付	
14	増減異動前簿価	
15	増減異動事由	
16	今回増加額	
17	今回増加内訳	有償取得額
18		無償所管替増分
19		その他無償取得分
20		調査判明増分
21		振替増額
22		評価等増額
23	今回減少額	
24	今回減少内訳	除却額
25		無償所管替減分
26		その他無償譲渡分
27		誤記載減少分
28		振替・分割減額
29		減価償却額
30	評価等減額	
31	増減異動後簿価	
32		
33	予算執行科目	
34	取得財源内訳	
35	用途	
36	事業分類	
37	開始時見積資産	
38	各種属性情報	
39	売却可能区分	
40		
41	完全除却済記号	
42		
43		
44		
45		
46		
47		
48		
49		
50		
51		
52		
53		
54		
55		
56		
57		
58		
59		

①必要最小限の項目 (基本的に新地方公会計モデルを踏襲)	
番号	
枝番	
所在地	
所属(部局等)	
勘定科目(種目・種別)	
件名(施設名)	
リース区分	
耐用年数分類(構造)	
耐用年数	
取得年月日	
供用開始年月日	
取得価額・取得価額相当額	
増減異動日付	
増減異動前簿価	
増減異動事由	
今回増加額	
今回減少額	
増減異動後簿価	
会計区分	
予算執行科目	
取得財源内訳(P)	
用途	
事業分類	
開始時見積資産	
各種属性情報	
売却可能区分	
時価等(P)	
完全除却済記号	

②台帳整備の基本とする項目 (部会での議論を踏まえ新地方公会計モデルに項目を追加)		項目の説明
番号	資産の番号	
枝番	同一の資産について計上を区分したい場合等の枝番	
所在地	資産の所在地	
所属(部局等)	資産を管理している主たる管理部署	
勘定科目(種目・種別)	適用する勘定科目	
件名(施設名)	資産の名称	
リース区分	所有物がリース資産であるかの区分	
耐用年数分類(構造)	適用する耐用年数の種類	
耐用年数	適用する耐用年数の年数	
取得年月日	取得した年月日	
供用開始年月日	供用開始した年月日	
取得価額・取得価額相当額	取得価額又は算定した取得価額相当額	
増減異動日付	前年度から資産が増減した場合の日付	
増減異動前簿価	資産の増減を反映する前の簿価(期首簿価)	
増減異動事由	増減が異動した事由	
今回増加額	異動により増額した金額(17~22の合計)	
今回増加内訳	有償取得額	有償で取得した増分の金額
	無償所管替増分	無償で所管替した増分の金額
	その他無償取得分	その他無償で取得した増分の金額
	調査判明増分	年度内調査により新たに判明した増分の金額
	振替増額	別科目から振替した増分の金額
	評価等増額	再評価等を行った増分の金額
今回減少額	異動により減額した金額(24~30の合計)	
今回減少内訳	除却額	除却した減分の金額
	無償所管替減分	無償で所管替した減分の金額
	その他無償譲渡分	その他無償で譲渡した減分の金額
	誤記載減少分	年度内調査により新たに判明した減分の金額
	振替・分割減額	別科目から振替した減分の金額
	減価償却額	当年度の減価償却費相当額(インフラ資産は直接資本減耗相当額)
評価等減額	評価等減額	
増減異動後簿価(期末簿価)	増減異動後簿価(期末簿価)	
会計区分	資産の会計区分	
予算執行科目	取得時の予算科目名(予算科目が複数に渡る場合もあるので、複数用意する)	
取得財源内訳(P)	取得時の財源内訳(P)	
用途	資産の用途	
事業分類	使用されている事業分類名	
開始時見積資産	開始時の固定資産について、取得価額・取得価額相当額、取得年度が判明せず、直接開始簿価を評価した場合の金額	
各種属性情報	その他で管理すべき付加情報	
売却可能区分	売却可能資産であるか否かの区分	
時価等(P)	売却可能資産の場合の売却可能額(その他の資産の場合、任意記録可)(P)	
完全除却済記号	当該資産を売却した場合のフラグ	
数量((延べ床)面積)	資産の数量、(延べ床)面積	
階数(建物)	資産が建物の場合の階数	
地目(土地)	資産が土地の場合の地目	
稼働年数	資産の稼働年数	
目的別資産区分	目的別の資産区分	
減価償却累計額	減価償却費の累計額	
財産区分(行政財産・普通財産)	公有財産台帳上の財産区分	
公有財産台帳との連携	公有財産台帳の番号とのリンク	
法定台帳との連携	法定台帳の番号とのリンク	

③更なる活用として提示する項目 (公共施設マネージメント関係の項目を追加)	
耐震判断の有無(建物)	
耐震化済(建物)	
複合化状況	
利用者数(件数)	
稼働率	
運営方式	
運営時間	
職員人数	
コスト(管理費、事業運営費、光熱水費等)	